

要 望 書

平成30年7月豪雨に伴う災害に関する要望

平成30年10月

岡 山 県

平成30年7月豪雨による河川の決壊などにより、61名の尊い人命が失われるとともに、住家の全半壊が7,900棟、床上浸水が2,900棟を超えるなど、これまでにほとんど経験したことのない規模の被害が発生しました。

国においては、発災直後から人命救助活動をはじめ、被災者支援、災害廃棄物の撤去、河川の応急復旧など、様々な形で多大な御支援をいただき、御礼申し上げます。また、財政面においては、予備費を活用し、被災地の生活再建と生業の再建に向けた支援パッケージを速やかに決定していただき、重ねて感謝申し上げます。

県においても、この大きな困難を必ずや乗り越え、より災害に強く、元気な岡山を何としても実現するという強い決意の下、長年の行革努力等により捻出した財政調整基金の約7割（約85億円）を取り崩しの上、総額780億円規模の補正予算を編成し、応急仮設住宅の提供や公共土木施設の復旧、グループ補助金等の展開、災害廃棄物の処理など、被災された県民の皆様のご生活や経済活動の1日も早い回復に向けて、全力で取り組んでおります。

本格的な復旧・復興を成し遂げていくためには、多くの時間と費用が必要となることを見込まれ、国の支援が不可欠です。補正予算の早期成立に加え、来年度以降も含め、中長期にわたり継続的に安心して復旧・復興事業に取り組むことができる人的・財政的支援が必要です。

貴省（府）におかれては、次の事項について適切な対策を講じていただくことを強く要望します。

平成30年10月

岡山県知事 伊原木 隆 太

1 人的支援等に係る必要な財源措置について

- (1) 職員派遣や受入れなどに要した経費について、応援・受援団体双方に負担が生じないよう必要な措置を講ずること。
- (2) 災害復旧等に従事させるために採用した職員に要した経費について、負担が生じないよう必要な措置を講ずること。

【要望の背景等】

- ・発災直後からの応援団体においては、派遣職員の旅費や宿泊費等の経費が生じるとともに、本県においては、中長期の派遣受入れに際し、応援団体に対する人件費等の負担金や公舎借上げ料等の経費が生じる見込みである。
- ・自治法派遣に係る受入れ経費や災害復旧等に従事させるために採用した職員に係る経費については、特別交付税措置がなされるが、更なる特例的な措置を求めるもの。
- ・自衛隊をはじめ各分野における専門家や国・地方自治体職員の派遣や受入れなどに要した経費は、個々の被災状況や猛暑等の異常気象も考慮の上、被災自治体に過度な負担が生じないよう必要な措置を求めるもの。

2 被災者支援の円滑な実施について

- (1) 今回の豪雨災害では、住宅の被害が大きかったことから、災害救助法における被災住宅の応急修理のために支出できる対象範囲を拡大し、それに伴う費用の限度額を引き上げるほか、全般にわたり、対象範囲や上限額に係る弾力的な運用を可能とすること。

建設型仮設住宅については、災害救助法により被災者に供与したものであり、県が負担する維持管理費に対して財政措置を行うこと。

【要望の背景等】

- ・被災住宅の応急修理制度を充実させることによって、応急仮設住宅制度に頼らず、元の住宅での早期の生活再建を進めることができる。さらに、被災状況や修理の対象箇所などの確認のため、国の要領に基づき、施行前・施行中・施工後の写真の提出を求めているが、被災状態が確認できる代わりに書類で認めるなどの取扱いができるよう、制度の弾力的な運用をお願いしたい。
- ・建設型応急仮設住宅の維持管理も、被災者に対する長期的な復興支援であり、その必要額の財政措置をお願いしたい。

- (2) 被災者の各種支援にあたるボランティアが迅速かつ円滑に活動するため、自治体の要請に基づき社会福祉協議会が設置するボランティアセンターの運営に要する自治体の負担に対して財政措置を行うこと。

3 防災・減災に資する総合的な対策の推進について

- (1) 土砂災害警戒区域や浸水想定区域等の指定後において、実際の住民の危険回避行動につながる取組を国として強化するほか、地方自治体の取組への支援制度を創設し、継続的な支援を行うこと。
- (2) 「大雨警報」に対する危機意識の低下が懸念される中で、「大雨特別警報」の発表により避難を徹底するため、気象庁による観測・予報技術の向上を図るとともに、適正な住民の避難行動につながるよう「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」を早期に見直すこと。また、住民の避難行動にも深く関連することから、警報を含め特別警報が持つ意味について住民に対し一層の周知を図ること。